

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	令和元年11月5日 17時11分ごろ
発生場所	京浜港川崎市第2区K1錨地内航泊禁止区域灯浮標付近 東京湾アクアライン風の塔灯から真方位254°2海里付近 （概位 北緯35°28.9′ 東経139°47.7′）
事故の概要	貨物船さつき丸は、南南西進中、灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和2年1月10日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 さつき丸、497トン 140851、株式会社榎本回漕店、独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 航海士、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 灯浮標 灯柱部脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：16時44分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、航海士が単独で船橋当直につ き、京浜港川崎市第2区K1錨地内航泊禁止区域灯浮標（以下「本件 灯浮標」という。）付近に向け、航泊禁止区域外を自動操舵で南南西 進中、左舷方から接近する他船に注意を向けていたところ、本件灯浮 標付近で船体に浮遊物が接触したような音が聞こえたが、そのまま航 行した。 船長は、後日、海上保安庁から本事故の発生を知り、AISの航跡 を確認し、本船が本件灯浮標に衝突していたことを認めた。
分析	本船は、南南西進中、航海士が、左舷方から接近する他船に注意を 向け、航行していたことから、本件灯浮標の存在に気付かず、本件灯 浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日没後の薄明時、本船が、南南西進中、航海士が、左舷 方から接近する他船に注意を向け、航行していたため、本件灯浮標に 気付かず、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられ る。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。

	<ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、特定の対象だけに意識を向けることなく、常時、周囲の見張りをを行うこと。
--	--